

「横浜市駐車場条例の改正の素案について」の意見募集結果について

横浜市では、横浜市駐車場条例の改正の素案について、令和 7 年 9 月 25 日(木)から令和 7 年 10 月 24 日(金)まで意見募集を行いました。

その結果、16 名の方から 43 件のご意見をいただきましたので、いただいたご意見とそれらに対する本市の考え方を公表します。

皆様のご協力に感謝申し上げます。

今後とも横浜市政にご協力くださいますようお願い申し上げます。

1 意見提出者

意見を提出した「16 名」の属性は、下表のとおりです。

意見提出者	提出者数
建築主	3 名
設計者・施工者（以下「設計者等」）	3 名
駐車場管理者（以下「管理者」）	2 名
駐車場利用者（以下「利用者」）	1 名
その他	7 名
合計	16 名

2 意見提出の方法

意見を提出した「16 名」の意見提出の方法は、下表のとおりです。

意見提出の方法	提出者数
オンライン入力フォーム	13 名
Eメール	3 名
郵送又は持参	0 名
F A X	0 名
合計	16 名

3 意見の項目

いただいたご意見「43 件」の項目の内訳は、下表のとおりです。

項目	件数
改正の素案(1)適用対象規模の緩和	4 件
改正の素案(2)適用対象建物用途の緩和	3 件
改正の素案(3)原単位の緩和	2 件
改正の素案(4)利用実態に基づく附置義務台数の緩和	2 件
改正の素案(5)隔地の特例の適用条件の緩和等	2 件
改正の素案(6)特定用途の定義化その他所要の改正	0 件
(7)条例改正全般	13 件
(8)駐車場政策全般	13 件
(9)その他	4 件
合計	43 件

4 提出意見による修正の有無

条例改正の素案の修正はありません。

5 ご意見の概要とそれに対する本市の考え方

いただいたご意見とそれに対する本市の考え方は下表のとおりです。（提出順）

なお、記載内容につきましては、個別名称に関する記載等を削除し、読みやすいように体裁を整えるとともに、一部の御意見は趣旨を踏まえて補正していますので、ご了承ください。

提出者		いただいたご意見			いただいたご意見に対する市の考え方
No.	属性	No.	項目	内容	
1	管理者	1	(7) 条例改正全般	これから人口が減少していく中で趣旨には賛同します。	駐車場条例改正に向け取り組んでまいります。
		2	(7) 条例改正全般	ただし、臨海部の新港地区では週末になると駐車場が満車となり、それに起因する渋滞も発生している現状もあるため、市内一律ではなく地域の特色に合わせた基準としてください。	
2	その他	3	(9) その他	駐車場条例に賛成です。 長津田北口ロータリーでは路上駐車が多く、とても危険なので、路上駐車の有料化や取締りをしてください。	路上駐車の有料化や取締りの要望は警察にお願いいたします。
		4	(7) 条例改正全般	また、小規模な店舗の前にも路上駐車がみられるため、これらに対しても駐車場を設けることを義務付けるようにしてください。	駐車場法に基づき一定規模を有する建築物を附置義務の対象にしています。
3	設計者等	5	(8) 駐車場政策全般	工事請負業者としては駐車場が供給過多という印象はなく、足りていないと感じています。特に中～大規模の工事が行われている現場の周辺のコインパーキングは、平日・休日関係なく早朝から夕方まで満車の状況がみられます。 もし、駐車場を増やさない計画をされるようであれば、こういった突発的な駐車場利用の増加への対策も検討してください。	工事関係車両などの突発的な駐車場ニーズにつきましては、今後の駐車場政策の参考とさせていただきます。
4	設計者等	6	(1) 適用対象規模の緩和	商業地域での適用面積が1,000㎡超から2,000㎡超に変更されるとのことですが、商業地域では敷地が小さくても床面積が2,000㎡を超える場合があります、引き続き、1階の大部分が駐車場となり歩行者空間の安全性への影響が懸念されます。 そのため、敷地面積による適用条件（例.○㎡以上から適用）も設けたほうが良いと考えます。	更なる緩和につきましては、今回の条例改正後の状況を見て検討します。

5	管理者	7	(7) 条例改正全般	附置義務の緩和は、公共交通利用促進、高齢化・若者の車離れ、土地の有効活用ニーズ（商業施設や住宅の床面積を拡大）、脱炭素社会の推進から必要な対応であり、また、駐車場管理者にとっては既存の附置義務に対応するために確保した駐車台数を見直すことにより新たな土地の有効活用ニーズを再検討する機会にもなるため、推進していただきたいと考えます。	駐車場条例改正に向け取り組んでまいります。
		8	(7) 条例改正全般	なお、改正の素案中「各種緩和は既設の建築物（駐車場）にも適用も可能とします」について、適用開始時には、既設個々の駐車場の場所や規模を考慮した細かなルールを策定することが望ましいと考えます。	改正条例の適用開始までに、条例解説の改定や質疑応答集の作成等により、既設駐車場における緩和適用上の注意等の周知を図ります。
6	建築主	9	(7) 条例改正全般	社会的に車両保有率が低下し、また人口減少社会を迎えている中、駐車区画や車路や出入口に大きな面積を要することになる駐車場条例の負担は非常に大きく、経済・設計的にも景観・賑わいの悪影響が大きいと考えます。 駐車場条例の改正は社会的、経済的問題を解決し、まちづくりの面でも非常に望ましいと考えますので、一刻でも早い改正を望みます。	駐車場条例改正に向け取り組んでまいります。
7	その他	10	(7) 条例改正全般	近い将来の全自動運転車の登場を見据えると、駐車場の利用は今後も減少していく可能性が高いため、今回の条例改正の方向性は適切であると考えます。	駐車場条例改正に向け取り組んでまいります。
		11	(9) その他	一方で、自動車車庫に係る容積率の緩和（上限：5分の1）を適用して建てられた既存建築物は、駐車場を廃止すると既存不適格のような状況になることが懸念されます。 適用対象規模の緩和により駐車場附置義務が適用外となる既存建築物には、地上1階部分に自動車の出入口を設け、地階又は地上1階に駐車場が整備されているケースが多く、駐車場をやめたとき、地上1階部分に利用できない広大な空間が生まれると考えます。 地上1階部分は街の賑わいにとって不可欠な空間であるため、こういったケースにおいて適法に有効利用できるような誘導策あるいは	既存建築物内の駐車場を廃止した場合の有効活用につきましては、今後関係部署と連携して検討してまいります。なお、建築物の駐車場部分の廃止又は他の用途への転用は、容積率制限に抵触し、建築基準法上違反

				容積率の緩和策も検討していただきたいです。	となる恐れがありますので、ご注意ください。
8	建築主	12	(7) 条例改正全般	情勢変化に応じた条例の見直しは重要であると考えます。 現状の横浜市の附置義務基準は今の時代に合っていないと考えていたため、今回の改正の方向性に賛成です。	駐車場条例改正に向け取り組んでまいります。
		13	(7) 条例改正全般	さらに附置義務基準を緩和してもよいのではないかと考えます。	更なる緩和につきましては、今回の条例改正後の状況を見て検討します。
9	その他	14	(1) 適用対象規模の緩和	関内地区では現状の適用対象規模が支障となって建替が進んでいないと聞いたことがあり、適用対象規模を1,000㎡超から2,000㎡超まで引き上げることに賛成です。	駐車場条例改正に向け取り組んでまいります。
		15	(9) その他	一方で、この規制緩和によって小規模な投資型のマンションが大型化されて乱立しないように、街の賑わいづくりも考えてください。	本条例は共同住宅を対象にしていませんので、共同住宅建設への影響はありません。
		16	(8) 駐車場政策全般	また、駐車場条例により過剰な駐車台数を整備している施設もあります。施設により駐車場の混雑状況が平日と休日で異なりますので、例えば、近接する商業施設と病院における駐車場の連携など、異なる駐車特性の施設間での相互利用促進も考慮する必要があると考えます。	施設間の連携を想定した附置義務台数の緩和など、更なる緩和につきましては、今回の条例改正後の状況を見て検討します。
10	利用者	17	(1) 適用対象規模の緩和	改正の素案(1)適用対象規模の緩和については、小規模な敷地が集積する地域において駐車場出入口が増加すると交通渋滞や事故の増加につながるため、賛成です。	駐車場条例改正に向け取り組んでまいります。
		18	(2) 適用対象建物用途の緩和	改正の素案(2)適用対象建物用途の緩和については、鉄道駅周辺の事務所等では駐車場需要が低いと思われるため、賛成です。	駐車場条例改正に向け取り組んでまいります。
		19	(3) 原単位の緩和	改正の素案(3)原単位の緩和については、対象である周辺・ふくそう地区における倉庫又は工場は統計調査の結果に基づき駐車需要が減少しているとのことなので、賛成です。	駐車場条例改正に向け取り組んでまいります。

		20	(4) 利用実態に基づく附置義務台数の緩和	改正の素案(4)利用実態に基づく附置義務台数の緩和については、駐車場の利用実績に基づき緩和できることとなるようなので、賛成です。	駐車場条例改正に向け取り組んでまいります。
		21	(5) 隔地の特例の適用条件の緩和等	改正の素案(5)隔地の特例の適用条件の緩和等については、賛成ですが、既に隔地駐車場を整備している建築物についても柔軟な対応を検討してください。	既設建築物にも各種緩和は適用可能ですので、改正の素案(1)(2)による隔地駐車場の廃止・台数削減や、(5)による隔地先の変更(遠隔化)が行えます。
11	建築主	22	(2) 適用対象建物用途の緩和	店舗・事務所・倉庫の複合ビルである当ビルは、商業地域における事務所・倉庫が適用外になることにより、大きく附置義務台数が緩和されることから、今後の駐車場運営の効率化が期待されるため、大いに賛同します。	駐車場条例改正に向け取り組んでまいります。
		23	(8) 駐車場政策全般	なお、店舗部分については大規模小売店舗立地法との兼ね合いが不透明なため、そちらについても見解をいただきたいです。	駐車場条例につきましても、今回の改正では商業施設の緩和はありません。 大規模小売店舗立地法につきましても、担当部署に共有させていただきます。
12	その他	24	(7) 条例改正全般	自動車の利用・駐車実態にあわせた今回の条例見直しに賛成です。	駐車場条例改正に向け取り組んでまいります。
		25	(8) 駐車場政策全般	あわせて、まちの魅力向上等につながるよう、市のまちづくりの方針等の実現に資する駐車施策の検討、推進を望みます。	市のまちづくりの方針等の実現に資するよう駐車施策を推進してまいります。
		26	(3) 原単位の緩和	改正の素案(3)原単位の緩和は、駐車実態にあわせた駐車場の整備につながり、建物管理者の負担軽減、建物スペースの有効活用等の面からもよいと考えます。	駐車場条例改正に向け取り組んでまいります。

		27	(4) 利用実態に基づく附置義務台数の緩和	また改正の素案(4)利用実態に基づく附置義務台数の緩和は、既設にも適用されるとのことで、緩和後の駐車実態を継続的に把握し、適切に運用されるか確認する仕組みが重要になってくると考えます。	合わせて規定予定の実績報告（5年間）により緩和後の状況を把握してまいります。
		28	(1) 適用対象規模の緩和	また、改正の素案(1)適用対象規模の緩和及び(5)隔地の特例の適用条件の緩和等は、歩行者が多い路線の沿道の小規模駐車場の出入口が減少し、歩行者にとって安全で歩きやすい空間の形成につながると考えます。	駐車場条例改正に向け取り組んでまいります。
		29	(5) 隔地の特例の適用条件の緩和等		
		30	(8) 駐車場政策全般	加えて駐車場の集約化（集約駐車場の認定等）が、さらに歩行者が安全で歩きやすい空間の形成、特定のエリアへの自動車流入抑制などにつながるとは考えないので、検討していただきたいです。	集約型駐車場の認定制度の創設等、駐車場集約化の促進に向け検討してまいります。
13	その他	31	(7) 条例改正全般	今回の改正に賛同します。 車離れが進んでいる中、駐車場のあり方を見直す時期だと考えます。特に関内周辺の都心部の商店街には、電車やバスなどで買い物に来る方が多く、また、駐車場の入口があることで、商店街の賑わいが途切れてしまうと考えます。 吉田新田の埋立地は地盤が悪く、地下駐車場を設置するコストはオーナーの負担となっており建物更新の阻害の一因ともなっています。 今回の改正のように、施設側で駐車場を設置するか近隣の集約駐車場をお客さんに案内するかを選択できる方が自由度がありビルオーナーとしても良いと考えます。	駐車場条例改正に向け取り組んでまいります。
		32	(8) 駐車場政策全般	マンションの附置義務駐車場の規定についても、今回と同じ方向性で見直しをしていただきたいと考えます。	共同住宅の駐車場附置義務の担当部署に共有させていただきます。
14	そ	33	(8)	「横浜市駐車場条例の改正の素案」の基本的	駐車場条例改正

の 他		駐車場 政策全 般	な方向性及び、適用対象規模の緩和、事務所を適用外とすること、隔地距離の拡大等の緩和措置は歓迎するものです。	に向け取り組んでまいります。
	34	(8) 駐車場 政策全 般	<p>しかしながら建設コスト高騰等再開発事業の事業環境は厳しくなっており、再開発の実現に資するよう横浜市駐車場条例の改正と合わせて以下の項目を市の施策に盛り込んでいただけるよう意見させていただきます。</p> <p>①横浜市駐車場条例の改正と連動とした横浜市大規模小売店舗立地法運用基準の見直し</p> <p>横浜市駐車場条例と比較して横浜市大規模小売店舗立地法運用基準の算定基準の原単位が厳しく緩和が必要と考えられます。横浜市大規模小売店舗立地法運用基準では「エキサイトよこはま22の駐車場整備ルール運用マニュアルによる駐車場ルールを適用する場合は個別協議を行う」とされ更にその場合「大規模開発地区関連交通マニュアルに基づき必要台数を算定することができる」とされていますが大規模開発地区関連交通マニュアルによる算定は煩雑で地区の実情に沿った結果となるか見込みにくいと思われまます。「エキサイトよこはま22の駐車場整備ルール運用マニュアルによる駐車場ルールを適用する場合はその台数を適用する」とし「エキサイトよこはま22の駐車場整備ルール運用マニュアル」に横浜駅周辺地区に即した具体的な算出方式等を示していただきたいです。</p>	エキサイトよこはま22駐車場ルール区域内における横浜市大規模小売店舗立地法運用基準の課題について、担当部署に共有させていただきます。
	35	(8) 駐車場 政策全 般	<p>②隔地駐車場整備基金等の制度化</p> <p>今回隔地駐車場の隔離距離の緩和が示されていますが横浜駅周辺の範囲内に空きがある既存の駐車場は民間事業者には見出しにくい状況にあります。また何とか新たに隔地先に立体駐車場を整備するとしても一建物の附置義務分に対応する立体駐車場は非効率となりがちです。計画的に効率の良い立体駐車場が確保できるように隔地駐車場整備基金等を制度化し、隔地駐車場対応が困難な事業への救済を是非検討していただきたいです。</p> <p>またこの基金等を駐車場整備だけでなく既存駐車場の出入口整備や地下駐車場相互を結ぶ連絡路の整備等に充てられるようにしていただきたいです。</p>	駐車場の隔地化・集約化の促進方策につきましては、今後の駐車場政策の参考とさせていただきます。また、いただいたご意見をエキサイトよこはま22駐車場の担当部署に共有させていただきます。

		36	(8) 駐車場 政策全 般	③横浜駅周辺地区等各地区での 長期的な駐車場整備のあり方の明示 今後当地区での駐車場整備のあり方を考える 前提として横浜駅周辺地区での駐車場のあり 方がまず必要と考えられます。今回の改正の 要因に「鉄道利便性の高い地域での駐車場の 供給過多の傾向」があげられています。現状の 駐車場の利用状況や課題を明示し将来地区 全体で何台程度の駐車場が必要で駅直近や 周辺で何台程度分担すべき等の大きな方針を 示していただきたいです。	将来を見据えた 横浜駅周辺地区 における駐車場の 整備方針につ いて、エキサイト よこはま22駐 車場ルールの中 当部署と連携し て検討してまい ります。
		37	(8) 駐車場 政策全 般	④エリアマネジメントによる効率的な 駐車場の整備を促進するルールづくり 「エキサイトよこはま22の更新」のなかで も「マネジメント視点を加えた「地域ルール を策定」とありますが、この方針を推し進め、 空き駐車場と新規開発のマッチング等で、よ り効率的な駐車場形成ができるようマネジメ ントを具体化していただきたいです。	駐車場マネジメ ントにつきまし ては、今後計画策 定に向け取り組 んでいく予定で す。 建築主と駐車場 管理者とのマッ チングにつきま しても検討して まいります。
		38	(7) 条例改 正全般	⑤新しい交通機関や交通システムへの 柔軟な対応 ドローン等新しい交通機関の発展や情報化・ AI等の進展により自動車交通のあり方も大 きく変わりつつあります。全体の交通機関の 役割が変わる中で駐車場がどのような役割を 担っていくのかといった動向をいち早くとら え今後の駐車場のあり方に沿った制度の更新 が随時なされ、既存の駐車場の転換、活用が 円滑にできるような対応をお願いしたいで す。	今後も情勢変化 に応じて条例を 見直してまいり ます。
15	そ の 他	39	(7) 条例改 正全般	「横浜市駐車場条例の改正の素案」の基本的 な方向性及び、適用対象規模の緩和、事務所 を適用外とすること、隔地距離の拡大等の緩 和措置は当地区が立地する横浜駅直近では電 車バス等の公共交通機関の利用が圧倒的に多 いこともあり地区の特性に適合するもので す。	駐車場条例改正 に向け取り組ん でまいります。
		40	(9) その他	しかしながら駐車場条例の前提となる横浜市 の都心部のあり方をどう考えているのか、地 域ごとの特性にどのように柔軟に対応してま ちづくりを進めるのか等は示されていない点	横浜市では、平成 27年2月に「都心 臨海部再生マス タープラン」を策

			<p>等意見させていただきます。</p> <p>①人口減少少子高齢化の時代での 横浜市特に都心部のあり方の明示</p> <p>日本の人口減少は急激に進んでおり特に生産年齢者の減少は横浜都心部にも大きく影響することになります。その中で横浜都心部が更に魅力を高め来訪者が行きかう街として支持され続けていくためにはどのようなまちづくりを進めていくかが益々重要になってきます。横浜市駐車場条例の改正の前提として横浜市として将来のまちづくり像を具体的に示していく必要があります。</p>	<p>定しました。また、都心部の各地区で個別にまちづくりのビジョンや計画を策定し、時代に応じて見直しを行っています。</p>
		41	<p>(8) 駐車場政策全般</p> <p>②徹底した人優先の駐車場整備を実現する方策</p> <p>今後のまちづくりの基本は、昼は子供並びに高齢者、障害者の方々にやさしい街、夜は働く方々の憩いの街を実現することで、まずは歩行者優先の街づくりが不可欠です。駐車場の整備にあたっては新規駐車場の配置を適切にし、出入口の集約化を図り、出入口への動線が人の流れを断ち切らないようにする必要があります。横浜市駐車場条例の改正にあたっては駐車場の台数の問題だけでなく人優先の駐車場整備を実現する方策についても検討していただきたいです。</p>	<p>今後の駐車場政策において、ウォークアブルなまちづくりを考慮してまいります。</p>
16	設計者等	42	<p>(2) 適用対象建物用途の緩和</p> <p>改正の素案は、昨今及び近い将来の自動車を取り巻く状況を的確にとらえたもので、他都市にみられない大胆な内容となっており、時代の最先端をいく横浜らしいと考えます。特に、改正の素案(2)の説明文にある「事業者が自らの判断で整備できるようにします。」に非常に感銘を受けました。</p>	<p>駐車場条例改正に向け取り組んでまいります。</p>
		43	<p>(8) 駐車場政策全般</p> <p>共同住宅の駐車場は、立地や想定購入層から事業者が考えて設定しているため、是非、共同住宅にも「事業者が自らの判断で整備」の考え方を取り入れていただきたいと考えます。</p>	<p>共同住宅の駐車場附置義務の担当部署に共有させていただきます。</p>

以上